

(2026年7月9日発表)

11月1日施行 静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の制定

「静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を7月9日(木)に公布しました。
本条例は、11月1日から施行します。

【趣旨・背景】

- ・近年、地上設置型の太陽光発電施設について、森林伐採や景観への影響、廃棄も含めた維持管理に関する問題が全国各地で顕在化しています。本市においても、同様の問題が発生しています。
- ・こうした状況を踏まえ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されるよう、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理及び廃止等に関し必要な事項を定める条例を制定しました。
- ・本条例の制定により、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境、生活環境及び景観の保全を図ります。

【施行日】

2026年11月1日

【条例の対象施設】

静岡市内の出力 10kW 以上の太陽光発電施設(建築物の屋根又は屋上等に設置するものを除く。)

【主な内容】

- ・太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすおそれがある場所として静岡市内14の区域を「設置規制区域」として指定します。これらの区域内に施設を設置する場合は、市が設置の可否を判断するため、許可制とします。
- ・該当となる施設の廃止時には、廃棄物の発生を抑制するため、リデュース(排出抑制)やリユース(再使用)を優先し、それが困難な場合には、リサイクル(再資源化)に努めることとします。
- ・廃棄等に必要な費用を確保するため、あらかじめ保証金を金融機関に預け入れ、市と質権設定契約を締結する「保証金制度」を導入します。
- ・本条例が遵守されない場合は、「許可の取消し」や「事業者名等の公表」、「罰則(行政刑罰である「罰金」)の適用」を行う場合があります。
- ・既存施設(条例施行日前に設置工事に着手した太陽光発電施設を含みます。)についても、将来にわたり安全かつ適正な維持管理及び廃止後の処分が行われるよう必要な手続きを定めます。

【公式ホームページ】

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6347/s012262.html>

【問い合わせ先】

環境局 環境共生課(静岡庁舎13階)、担当者:高松、若林 電話:054-221-1466